

保護者様

宇和島市立三浦小学校長 高野 良二

警報発令時の登校について

警報が発令された時の児童の登校につきまして、本校では下記のような原則を定めますので、御理解・御協力をいただきまして、子どもたちの安全を最優先した対応をお願いいたします。

記

1 風水害の場合

- (1) 「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「高潮警報」「波浪警報」「津波警報」「大雪警報」が発令された時
 - ア 登校前
 - ・ 学校から連絡があるまで自宅で待機させてください。
 - ・ 自宅待機中は、家の外には出ないようにさせてください。
 - ・ 警報解除後の登校または休校については、学校からのメール配信によりお知らせします。（解除時刻及び状況により決定します。）
 - イ 登校中
 - ・ 学校に近い場所であれば、安全に留意しながらそのまま登校させてください。家に近い、または、バスに乗る前に防災無線や地域の方によって警報の発令を知り得た場合は、家に帰って待機させてください。
 - ウ 登校後
 - ・ 原則として児童はそのまま学習します。
 - ・ 校長の判断によって、必要がある時は保護者に連絡します。
- (2) 警報が発令されていない時
 - ・ 警報が発令されていない場合にも、校長が危険と判断した場合には、警報発令時と同様に対応します。（メール配信にて連絡）

2 地震発生の場合

- (1) 大地震（震度4以上）が発生した時
 - ア 登校前
 - ・ 学校から連絡があるまで自宅で待機させてください。
 - ・ 土砂崩れ等、通学路を確認して、校長が安全であると判断すれば、メール配信により登校を指示することがあります。
 - イ 登校中
 - ※ 風水害の警報が発令された場合に準ずる。
 - ウ 登校後
 - ※ 風水害の警報が発令された場合に準ずる。
- (2) 地震による「津波警報」「大津波警報」が発令された時
 - ア 登校前
 - ・ 地区の避難場所へ避難してください。
 - イ 登校中
 - ・ 風水害の場合と同様とし、帰宅後は地区の避難場所へ避難してください。
 - ウ 登校後
 - ・ 状況に応じて、安全と思われる避難場所へ避難します。
 - ・ 避難状況及び児童の引き渡しについては保護者に連絡します。（メール、電話、防災無線等）